

○守口市すこやか幼児審議会条例

平成12年 3 月23日

条例第 5 号

最近改正 平成17年 9 月26日条例第38号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、守口市すこやか幼児審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、幼児の健全育成を図るため、必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項について答申したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、議長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(意見の聴取)

第7条 審議会及び部会は、議事に関して必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、児童福祉主管課において行う。

(平17条例38・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、第4条及び第5条の規定にかかわらず市長が行うものとする。

附 則 (平17.9.26条例38抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第32号で平成17年10月1日から施行)